

生徒指導について

職員会議 令和6年3月7日

和歌山県立紀北工業高等学校

目的

この規定は、学校教育法第11条及び学校教育法施行規則第26条及び文部科学省・和歌山県教育委員会の通知に基づき、また特別支援教育の観点をつまみ、生徒が自己実現に向かって歩めるよう、懲戒・特別指導が適切に行われることを目的とする。

学校教育法 第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

学校教育法施行規則 第26条 校長及び教員が生徒に懲戒を加えるに当たっては、生徒の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- ・ 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。
- ・ 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

生徒指導 項目

・ 特別指導

特別指導は、別室指導と授業出席指導を行う。別室指導は当該生徒が学校に登校し、別室で授業時間に授業担当が出席と見なせる課題を与え、授業時間終了後に事象に応じた課題を与えることで、自らの行動と向き合わせるとともに反省を促すことを目的とする。授業出席指導は当該生徒の生活態度や学習態度を観察しながら、学校生活全般を通して内省を促すことを目的とする。

・ 校長訓戒

校長訓戒は、校長が当該生徒の行為について保護者を招喚し指導を行う。

・ 管理職注意

管理職が当該生徒の行為について指導を行う。

・ 生徒指導部長注意

生徒指導部長が当該生徒の行為について指導を行う。

・ その他

生徒の状況に応じて、上記以外の指導を行う。